

令和2年度

特定非営利活動法人
鹿児島県介護支援専門員協議会
奄美大島・喜界島支部総会資料

『結(ゆい)の島 奄美らしい暮らしの実現を目指して』

総会方法

新型コロナウイルス感染拡大予防対策の為、書面にて会員への事業実績報告、事業計画(案)を示し、意見及び同意の可否を得る事とした。

理事承認 令和2年7月30日過半数承認

会員承認 令和2年7月31日 配布

支部規約第15条3項の規定による正会員の半数の同意を得た年月日

承認確認 令和 年 月 日

目 次

1、 支部長より

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、会員のみなさまにおかれましても感染予防対策に最善を尽くされ緊張の日々が続いていることと思います。利用者や家族、地域を支えているみなさんに対し、心より敬意を表します。

さて、例年この時期に支部総会を開催しておりますが諸事情を考慮しまして書面決議とさせていただきます。つきまして下記議案についてご確認の上、書面表決書をご提出くださいますようお願い申し上げます。

奄美大島・喜界島支部では、最新の情報を発信していきますのでホームページやメール配信を参考にいただければと思います。今年度も支部活動へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2、 議事

1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算（案）

監査報告

2号議案 役員改選（案）

3号議案 令和2年度事業計画（案）

4号議案 令和2年度収支予算（案）

5号議案 その他

①令和3年度へ向けた協議会運営体制の変更について

②協議会運営の効率化へ向けたICT活用について

③感染予防と研修機会の維持を図る為のWEB研修へ向けて

④情報発信ツールの活用について

⑤全国及び県協議会より

第1号議案 令和元年度事業報告および収支決算（案）について

令和元年度事業報告（平成31年4月～令和2年6月）抜粋

日付	事業内容	場所	備考
4月13日	県協議会事務局会議	鹿児島市	事務局長
4月20日	県協議会第1回理事会	市町村自治会館	副支部長
5月15日 16日	県指導者研修（専門研修Ⅰへ向けて）	鹿児島市 NC プラザ	指導者担当
5月18日	県介護支援専門員協議会総会および研修会	県市民文化ホール	支部長
6月1日	令和元年度支部総会 第1回支部研修会 「人として向き合うケアマネジメントのプロセス」 ～認知症・看取りの事例で考える 講師：古城順子氏 オフィス藤田	奄美病院研修センター	
6月24日 ～27日	専門研修Ⅰ大島会場(前期)	大島支庁内保健所2階	受講生12名
6月24日	支部研修委員会（第1回）	奄美市役所3階	研修委員
7月16日 ～19日	専門研修Ⅰ大島会場(後期)	大島支庁内保健所2階	受講生12名
7月17日	第1回奄美地区地域自立支援協議会定例会	大和村防災センター	
7月18日	奄美圏域地域リハビリテーション 広域支援センター連絡協議会	医師会病院3階	
7月18日	ケアマネあまき第2回研修会 主任ケアマネ更新研修プロセスレコード作成 専門Ⅱ更新 事例提出書式の要点 講師：岩下周子氏 のぞみ苑施設長 県指導者	奄美病院研修センター	午前34名 午後40名
8月7日	第2回奄美大島・喜界島在宅医療介護連携推進事業 連絡協議会	奄美市役所	
8月9日 ～10日	県指導者研修（専門研修Ⅱへ向けて）	鹿児島市 NC プラザ	指導者担当
9月14日	県協議会第2回理事会	サンロイヤルホテル	支部長
9月17日	ケアマネあまき第3回研修会 主任更新指導事例の確認、専門Ⅱ事例研究 講師：岩下周子氏 のぞみ苑施設長 県指導者	奄美病院研修センター	
9月20日	【外部研修】「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」 講演会（奄美地区） 講師：高見国生氏 認知症の人と家族の会	奄美文化センター	

日付	事業内容	場所	備考
9月28日	ケアマネあまき支部三役会	瀬戸内町	三役、理事
10月3日 ～4日	専門研修Ⅱ大島会場（前期）	大島支庁内奄美会館	受講生33名
10月10日	支部理事会（第2回）	奄美市役所	理事
10月14日	奄美市進路ガイダンス ケアマネブースには16名	奄美文化センター	21団体 広報委員
10月17日	ケアマネあまき第4回研修会 「事例を通じケアマネジメントの基本を振り返る」 ～利用者とともに人生の目的を考える支援～ 講師：古城裕喜氏 オフィス藤田有限会社代表	奄美病院研修センター	参加：47名 アンケート 回収率77%
10月24日	成年後見制度の中核機関の設置、成年後見制度地域 連携ネットワーク協議会（仮）に係る意見交換会	奄美市役所	成年後見 センター
10月28日 ～30日	専門研修Ⅱ大島会場（後期）	大島支庁内奄美会館	受講生33名
11月2日	【外部研修】県重症難病医療ネットワーク研修会 「大規模災害に学ぶ、在宅医療の災害対策」	大島支庁4階	
11月28日	県協議会第2回研修会	鹿児島市民文化ホール	
12月4日	奄美広域権利擁護ネットワーク協議会（第1回）	奄美市役所	成年後見 センター
12月10日	【外部研修】第4回みんながつくる地域包括ケア学 習交流会「孤立を生まない地域づくりのために」 講師：新崎国広 大阪教育大学	奄美観光ホテル宴会場	奄美医療生 活協同組合 本部
1月16日	第3回奄美地区地域自立支援協議会定例会	奄美市役所	自立支援協 議会
1月18日	県協議会第3回理事会	サンロイヤルホテル	支部長
1月24日	ケアマネあまき支部三役会	わんわんネット	三役、理事
1月30日	大島支庁保健福祉環境部 地域歯科口腔保健推進会議	奄美会館	
2月6日	奄美地域認知症施策推進会議	奄美会館	
2月22日	第11回日本介護支援専門員協会九州沖縄ブロック 研究大会 in 鹿児島	県市民文化ホール第2	4名派遣
3月4日	奄美広域権利擁護ネットワーク協議会（第2回）	宇検村	成年後見 センター
4月10日	県事務局会議（書面にて開催）		
4月25日	県協議会第1回理事会（紙上理事会にて開催）		

日付	事業内容	場所	備考
5月9日	県介護支援専門員協議会総会および研修会(紙上総会にて開催)		
6月2日	ケアマネあまき三役会	わんわんネット	三役、理事

ホームページ 情報掲載記録 (令和元年6月～令和2年3月) 抜粋

令和元年度 員協議会総会・第1回研修会	第5回 デイ文化祭
令和元年 総会&研修会	【会員限定】令和元年度第2回研修会(ご案内)
Facebook 連携はじめました	リハビリ関連職種研修会(広域リハ)
令和元年 第2回研修会の開催	介護支援専門員向け研修会(包括支援センター)
第2回 研修会を行いました!	第12回地域医療シンポジウム in 奄美
地域包括ケア交流会のお知らせ	第4回 みんながつくる地域包括ケア
在宅医療に役立つLiveセミナーin 奄美のご案内	地域包括ケア交流会(在宅医療連携支援センター)
救急医療講演会のご案内	症例検討会(医師会在宅医療連携センター)
認知症を理解し一緒に歩む県民週間 講演会	成年後見制度講演会
「在宅高齢者のリスク管理」に関するアンケート	明日から役立つ! 自具具・福祉用具の選び方・作り方
令和元年 第3回研修会	九州・沖縄ブロック研究大会 in 鹿児島
第5回 J-HOP 九州沖縄ブロック研修会 in 奄美	「いつもの遊びで姿勢が変わる?!」
第3回研修会を行いました	在宅医療支援研修会(在宅医療連携支援センター)
令和元年 第4回研修会のご案内	九州・沖縄ブロック研究大会 in 鹿児島(再掲)
重症難病患者医療ネットワーク研修会案内	SST 研修会(ぴあリンク奄美)
「第34回地域包括ケア交流会」のお知らせ	令和元年度 在宅医療・介護連携推進講演会
「描きたい、が止まらない」上映会	認知症の不思議な世界～最新知見とケア～
令和元年度 奄美市進路ガイダンス	症例検討会(在宅医療連携支援センター)
進路ガイダンス参加しました	第36回地域包括ケア交流会 (在宅医療連携支援センター)
第4回研修会を行いました	奄美共生プロジェクト2020～みんなの想いを紡いで～
【奄美薬剤師会】 第12回薬と健康の週間県民講座	けあまねひろば
2019 奄美地区地域自立支援協議会研修会	

第1号議案 令和元年度事業報告および収支決算（案）について

令和元年度収支決算（案）

収入（単位：円）

	予算額 (A)	決算額 (B)	増減(B)-(A)	備考
1. 会費	845,000	824,000	△21,000	正会員 75人×8,000円 新規正会員 14人×10,000円 賛助会員 28人×3,000円
2. 補助金	39,000	38,700	△300	令和元年度「支部活動情報提供事業費」 20,000円+会員人数×100円+10,000円
3. 委託金	200,000	98,000	△102,000	ケアマネジャー向け研修会の委託金
4. 諸収入	60,010	25,008	△35,010	認定審査会派遣手数料 25,000円 預金利子 8円
繰越金	890,944	890,944		
計	2,034,954	1,876,652	△158,310	

支出（単位：円）

	予算額(A)	決算額 (B)	増減(B)-(A)	備考
1. 会費納入	713,000	651,000	△62,000	全国協議会会費 鹿児島県協議会会費
2. 事業費	350,000	169,560	△180,440	研修会場賃料 ・ 講師依頼費用 ・ 研修備品 ガイダンス参加準備費用 九州ブロック大会派遣費用（一部）
3. 事務 運営費	200,000	129,510	△70,490	郵送費 ・ 振込手数料 ・ 事務用品備品 ホームページ維持費 ・ 三役会議開催費用 総会資料印刷 ・ 事務局手当 平成30年度補助金返納
4. 予備費	600,000	0	△600,000	
計	1,863,000	950,070	△912,930	

[収入支出差引]（収入額）1,876,652円－（支出額）950,070円＝（繰越額）926,582円

平成30年度繰越額 890,944円 令和元年度繰越額 926,582円

差し引き収支 +35,638円

九州ブロック大会への派遣依頼があり、予定外の支出をしました。しかし、予定していた研修の中止等から支出が抑えられる事となり黒字決算となっています。

令和元年度監査報告


令和元年度監査報告

令和元年度監査報告書

令和元年度鹿児島県介護支援専門員協議会奄美大島・喜界島支部歳入歳出決算に基づき預金通帳、領収書等それぞれ照合監査の結果、収入支出ともに適正に処理されていることを報告します。

令和 2 年 7 月 22 日

監事 稲 源 一 郎 

監事 野 玉 信 一 郎 

第2号議案 役員の改選（案）について

令和2年度 非営利法人 鹿児島県介護支援専門員協議会 奄美大島・喜界島支部役員（案）

役職	氏名	職場名（略称）	地区	電話番号（職場）
支部長	中里 浩然	わんわんネット	名瀬	0997-55-1911
副支部長	岩井 里砂	みちしるべ	瀬戸内	0997-73-7171
副支部長	長谷川 大	奄美佳南園	名瀬	0997-52-8688
事務局長	里 斉亮	奄美市社会福祉協議会 笠利支所	笠利	0997-63-2529
顧問	朝沼 榎	朝沼クリニック	名瀬	0997-55-1555
監事	稲 源一郎	稲医院	名瀬	0997-52-0486
監事	師玉 信一郎	シダマ調剤薬局	名瀬	0997-52-5671
理事	福留 成吉	アマンデー	笠利	0997-63-1555
理事	沖 純香	奄美の園	瀬戸内	0997-72-4090
理事	田中 大樹	愛寿園	龍郷	0997-62-2175
理事	森 悦朗	虹の丘	名瀬	0997-54-8801
理事	高塚 真由美	瀬戸内町社会福祉協議会	瀬戸内	0997-72-4144
理事	渡嘉敷 誠	奄美市名瀬地域包括支援センター	名瀬	0997-52-1111
理事	西村 みどり	大島郡医師会病院	名瀬	0997-54-8111
理事	沖野 亜由美	名瀬徳洲会介護センター	名瀬	0997-54-2099
理事	盛谷 一郎	めぐみの園	名瀬	0997-54-2295
理事	宮崎 貴子	大和村社会福祉協議会	名瀬	0997-54-9961
理事	保 めぐみ	シダマ調剤薬局	名瀬	0997-52-5787
理事	大海 嘉亮	名瀬徳洲会介護センター	名瀬	0997-54-2295
理事	平 英知	奄美市名瀬地域包括支援センター	名瀬	0997-52-1111
理事	数原 亜矢	奄美中央病院	名瀬	0997-54-4443
理事	大友 勝仁	喜界町社会福祉協議会	喜界	0997-65-0449
理事	前田 美穂	めぐみの園	名瀬	0997-54-2295
理事	穂積 雅子	奄美佳南園	名瀬	0997-52-8688
理事	原口 太悟	笠寿園	笠利	0997-63-0488
新理事	川口 胤美	生協在宅サービスセンターせとうち	瀬戸内	0997-72-2822
退任理事	中田 晴美	虹の園	宇検	0997-67-2288
退任理事	保岡 留美	加計呂麻包括支援センター	瀬戸内	0997-73-2062

※敬称略

3号議案 令和2年度事業計画（案）

1) 組織図

支部長 中里 浩然	岩井 里砂（副支部長） 福留 成吉（研修委員長）	副委員長；高塚 真由美 ・沖純香・田中大樹・平英知・沖野亜由美 ・前田美穂・数原亜矢・宮崎貴子
	長谷川 大（副支部長） 森 悦郎（総務広報委員長） 里 斉亮（事務局）	副委員長 大海 嘉亮 ・渡嘉敷誠・盛谷一郎・保めぐみ ・西村みどり・大友勝仁
<ul style="list-style-type: none"> ・規約、事業計画に沿った運営管理 ・発生問題の解決 		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に沿った事業運営 ・目的達成に資する提案
※会員の参画大歓迎、お待ちしております。		

2) 活動計画

委員会名	活 動 計 画	
研 修 委 員 会	新型コロナウイルス感染防止のため、3密（密閉、密集、密接）を考慮し、今年は、大人数で開催する研修は困難と考えられる。そんな中、ケアマネジメント力の向上や認知症の対応、多職種連携等の研修をWeb配信にてリモート研修が行えるようする事で、会員のケアマネジャーの資質向上に関する研修を企画します。また、支部内研修が主任ケアマネジャーの更新研修受講要件となり得る内容を企画します。	
総務広報 委 員 会	1	奄美市中高生就職ガイダンス ☆職能団体として参加協力 目的：福祉業界の人材を増やす ケアマネ協議会の広報
	2	協議会会員の情報共有 連携ツールの構築 ☆会員間の情報共有 （研修や業務効率化に資する情報） 目的：業務効率化と研修への参加頻度の向上
	3	ホームページ管理 ☆協議会員への情報提供 目的：外部研修等の広報や連携ツールのダウンロード等により 業務効率化を支援する
	4	その他要望事項 ☆会員参加の協議会へ 目的：会員全員で、社会的地位確立
支部長 副支部長 事務局長 （三役）	他機関団体との連携や折衝を積極的に行い、ケアマネジャーの地位向上を図ります。 具体的には県協議会理事会・指導者研修への参加、市町村・大島支庁・保健所との協議連携、更新研修奄美会場の運営、介護認定審査会への委員派遣、ケアマネジャー所属母体施設への働きかけ等を行います。	

☆新型コロナウイルス対策として、ケアマネジャーが把握しているニーズ調査の依頼が来ております。アンケートを準備中です。ご協力をお願いします。

ニーズ発信は、新たな支援事業を生み出す機会となります。社会資源の開発；ケアマネジャーの役割の一つとして協力することに致しました。

4号議案 令和2年度収支予算（案）

（収 入）

（単位：円）

	前年度 決算額 (B)	予 算 額 (A)	増 減 (B) - (A)	備 考
1. 会 費	824,000	824,000	0	正会員（見込み） 80名 新規正会員（見込み）10名 賛助会員（見込み） 28名
2. 補助金 支部関係	38,700	39,000	300	支部活動情報提供事業費（見込み） 20,000円＋会員数×100円＋10,000円
3. 委託金	98,000	98,000	0	ケアマネジャー向け研修会の委託金
4. 諸収入	25,008	35,008	10,000	非会員研修会参加費 認定審査会派遣費 預金利子
5. 繰越金	890,944	926,582	0	前年度繰越金
計	1,876,652	1,922,590	45,938	

（支 出）

（単位：円）

	前年度 決算額 (B)	予 算 額 (A)	増 減 (B) - (A)	内 容
1. 会費納入	651,000	650,000	△1,000	鹿児島県協議会 会費 全国協議会 会費
2. 事業費	169,560	200,000	30,440	研修会場賃料 ・ 講師依頼費用 ・ 研修備品 ガイダンス参加準備費用
3. 事務 運営費	129,510	350,000	220,490	郵送費 ・ 振込手数料 ・ 事務用品備品 ホームページ維持費 ・ 三役会議開催費用 総会資料印刷 ・ 事務局手当 ☆WEB研修・会議・通信ツールの開発費用
4. 予備費	0	722,590	722,590	発生問題に対応
計	950,070	1,922,590	972,520	

☆新型コロナウイルス対策等、運営方法・研修方法の見直しが急務となっております。改革1年目として、慎重性は必要ですが、機を逃さない様に運営していく予定です。

令和2年度は、設備投資とソフト開発、運営の効率化を図る為、投資の年度として予算計上しています。

5号議案 その他

①令和3年度へ向けた協議会運営体制の変更について

- ・効率的且つ継続性向上を目的に運営役員、理事のスリム化と役割分担の細分化を検討。

②協議会運営の効率化へ向けたICT活用について

- ・電子媒体の活用を目指して、機器導入や活用ノウハウの向上を目指す。

③感染予防と研修機会の維持を図る為のWEB研修へ向けて

- ・研修委員の事業計画にもある様に研修だけでなく、会議や承認決済等の開発をしていく。

④情報発信ツールの活用について

- ・会員への情報発信や意見交換ツールを以下の通り開拓していく。
 - ☆ホームページ
 - ☆メール配信（登録が必要；年度更新）
 - ☆メディカルケアステーションの活用

⑤全国及び県協議会より

- ・令和2年度専門研修Ⅱの開催について 該当される方は開催要項を ご確認の上、7月22日（金）までにお申し込みください。

<http://www3.synapse.ne.jp/kaken-cm/index.html>

- ・令和2年度主任介護支援専門員研修について 申し込み締め切り：令和2年7月17日（金曜日）消印有効

<http://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kaigoshien/syunin.html>

- ★鹿児島県ホームページ、鹿児島県CM協議会のホームページからも情報確認できます。

特定非営利活動法人

鹿児島県介護支援専門員協議会奄美大島・喜界島支部規約

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人鹿児島県介護支援専門員協議会奄美大島・喜界島支部（以下「協議会支部」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会支部の事務を処理するため、事務局に事務局長1名、事務局員若干名、書記会計1名を置くことができる。事務局長及び書記会計は支部長が任命し、事務局員は事務局長が任命する。

(目 的)

第3条 協議会支部は、介護支援専門員の職業倫理の向上、介護支援専門員に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上と介護保険に関する知識・技術の普及を図り、もって奄美大島・喜界島地区住民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会支部は、特定非営利活動法人鹿児島県介護支援専門員協議会（以下「県協議会」という。）の下部組織として、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に関する事業
- (2) 介護保険の普及啓発に関する事業
- (3) 奄美大島・喜界島地区の介護保険関係者のネットワーク作りに関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 協議会支部会員は、奄美大島・喜界島地区内に住所又は勤務先を有し、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第1項の規定により、介護支援専門員名簿に登録されている者又は介護支援専門員指導者で次の各号に掲げる者とする。

- (1) 正会員 日本介護支援専門員協会及び県協議会に入会している者
- (2) 賛助会員 協議会支部の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者

(会 費)

第6条 正会員は、協議会支部年会費1,000円、賛助会員は、協議会支部年会費3,000円を納めなければならない。（補足；更新正会員8,000円、新規正会員10,000円、賛助会員3,000円）

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、県協議会の定める入会申込書により申込を行い、入会が認められた会員は同時に協議会支部の正会員として入会するものとし、協議会支部年会費を速やかに納入しなければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、協議会支部の定める入会申込書により申込を行い、入会が認められた同会員は、協議会支部年会費を速やかに納入しなければならない。

(退 会)

第8条 正会員の退会に関しては、県協議会定款により会員の資格の喪失が認められた時点で退会したものとする。

2 賛助会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとする。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(役 員)

第9条 協議会支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第10条 理事及び監事は、総会において選出する。総会において選出された理事の中から支部長及び副支部長を選出し承認を得る。ただし、賛助会員から選出することはできない。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第11条 支部長は、協議会支部を代表し、会務を統括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、協議会支部の業務及び会計を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 補欠又は増員により就任した役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前各号の規定にかかわらず、役員は、辞任又は任期满了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総 会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、年1回開催する。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (2) 収支予算の決定及び収支決算報告の承認に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他協議会運営に関する重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、理事及び監事をもって構成する。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において委任された事項
- (3) その他支部長が必要と認めた事項

(招集、定足数及び議決)

第15条 総会は、支部長が招集し、支部長が議長となる。

2 理事会は、支部長が招集し、支部長が議長となる。

3 総会は、正会員の過半数をもって成立し、総会における議事は、正会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会において、賛助会員は、意見を述べることはできるが、議決には加わることができない。

5 理事会は、過半数をもって成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補助組織の設置等)

第16条 支部長は、理事会の承認を得て、委員会、部会等の補助組織を設置することができる。

(経 費)

第17条 協議会支部の運営に関する経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 協議会支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(付 則)

- 1 この規約の一部改正は、平成21年度支部協議会総会終了後から施行する。
- 2 この規約の一部改正は、平成24年度支部協議会総会終了後から施行する。